

第四次周南市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	頁	項目	意見	市の考え方
1	2	第3章 4 計画の期間	当ページ下方の図/年表の様な、「国・県・市の政策を年表形式で示した図」は、各政策の時系列把握が簡単に出来て本当にありがたいです。市の行政資料全般にこの様な図示導入を御検討宜しく御願い致します。	今後の計画等作成の参考意見とさせていただきます。
2	3	第2章 1 子どもの読書活動 の現状	アンケートの結果数値を文章で表記し「増加の傾向」「大きく減少」「大きく増加」「割合は高く」等々説明されておりますが分かり難いことこの上ありません。そもそも、「読書は好き・どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合」が ・小学生：87.0%（前回比+3.2%） ・中学生：70.3%（前回比 -14%） ・高校生：76.2%（前回比-2.8%） と、中学生で大幅減、高校生でも減少の状態で「読書好きな子どもの割合は高くなっています」との説明が成り立つのか全く疑問です。数値資料は表記載（あるいは長期間の推移を図示/グラフ表示）した上で御説明表記を宜しく御願い致します。	「読書好きな子どもの割合は高く」という表現は、前回からの比較に対してではなく、70%～87%という数値に対する表現です。 誤解を招く表現であるため、「前回値よりも減少はしたものの、読書好きな子どもの割合は高い水準を示しています。」に改めます。
3	14	第3章 (2) 小・中学校に おける推進	「小・中学校では、全校に配置された学校図書館司書または学校図書館指導員により学校図書館を充実させ」とありますが、一般市民には「学校図書館司書」「学校図書館指導員」の違いが分かりません。語句説明掲載を宜しく御願い致します。	「学校図書館司書」とは、学校図書館の運営に従事する者のうち、図書館司書資格を有している職員、「図書館指導員」は、学校図書館の運営に従事する者のうち、図書館司書資格を有していない職員です。 注釈にて、語句の説明を追加いたします。
4	6 ・ 15	第3章 (2) 小・中学校に おける推進	「(小・中学校では) 12 学級以上のすべての学校に司書教諭を配置し、1 学級以下の学校においても司書教諭の配置を促進しました」とありますが、P14 には司書教諭の「研修の充実」の記述はありますが配置（増）	「司書教諭」は、学校図書館の専門的職務を掌る教職員です。 注釈にて、語句の説明を追加いたしま

			についての記述がありません。まず「司書教諭」の語句説明掲載（「学校図書館司書」「学校図書館指導員」と併記し、各々の違いが分かる様掲載）を御願い致します。その上で、司書教諭の配置についての成果目標の設定を御検討、設定しないならばその理由を当推進計画に御明示宜しく御願い致します。	す。 学校図書館法（第5条）では、すべての学校に司書教諭をおかなければならないと規定されているため、司書教諭の配置については、成果目標としておりません。
5	13 ・ 15	第3章 推進方策3 学校等における読書活動の推進	「推進方策3 学校等における読書活動の推進」は (1) 幼稚園・保育所等における推進 (2) 小・中学校における推進 となっております。「学校等における読書活動の推進」の方策に高校についての記述無いのは何故でしょうか。高校での推進方策を「推進方策3 (3)」に御明示宜しく御願い致します。(推進方策3に) 当該内容御明示されない/出来ない場合は、その理由を「推進方策3 (3)」として御明示宜しく御願い致します。	高等学校の設置者は県であることから、市の計画には掲載しておりませんが、令和6年3月に策定された「山口県子ども読書活動推進計画 第5次計画」において、高等学校における読書活動の推進について掲載されています。
6	20	第3章 4 第四次計画の目標指標	【基本方針2】【基本方針3】の成果指標がないのはなぜでしょうか。何らかの成果指標設定が必要と考えます。	基本方針2および3につきましては、「体制づくり」および「普及啓発方法」について記載したものであり、これを進めることで、掲げている取組の目標へとつながるものと考えます。
7	20	第3章 4 第四次計画の目標指標	P7に「第三次計画」の「目標指標の進捗状況」（基準年度(H29=2017)-現状値(R5=2023)-目標値(R6=2024)） P20に「第四次計画の目標指標」（現状値(R5=2023)-目標値(R11=2029)）が一覧で表記されていますが、双方詳細比較してみますと、 ・第三次計画で未達成の目標指標が第四次計画に見当たらない ・第三次計画目標値(R6=2024) ≧ 第四次計画目標値(R11=2029)の項目がある ・第四次計画で新規の項目がある	目標指標につきましては、第三次計画の取組成果と課題を踏まえ設定をしております。 第四次計画では、指標として分かりやすいものを抜粋して目標指標の一覧に掲載する方針としたため、第三次計画で目標値を掲載していたもので、第四次計画では目標値が掲載されていないものもあります。

			等々、詳細説明が必要な目標指標が多数あると感じます。少なくとも、P20 の一覧表は、以下内容を明示の「第三次計画・第四次計画合わせての目標指標一覧」 ・ いずれも「第三次基準年度 (H29=2017) - 現状値 (R5=2023) - 第三次目標値 (R6=2024) - 第四次目標値 (R11=2029)」を表記 ・ 第四次で取り上げない目標についてはその理由 ・ 第四次で新規に取り上げた目標についてはその理由 ・ 第三次計画目標値 (R6=2024) $\geq$ 第四次計画目標値 (R11=2029) : 「到達すべき目標」を同一又は下げた案件はその理由を表記すべきと考えます。 上記内容の説明明示無しに「次のとおり目標値を設定します」と言われてもその妥当性の判断・意見の作成は不可能であり、現推進計画の表記のままでは説明不足により「目標指標全てが不適切」と感じます。 第三次計画で未達の目標指数について、終了の明確な理由（の説明）無しに終了するのは「行政の失敗」の繰り返しとなると考えます。当該推進計画に「第三次計画で未達の目標指数の、本計画での未設定理由」を御明示宜しく御願い致します。	目標指標の設定については、個別にその設定理由や数値の増減について記載はいたしません。
8	20	第3章 子どもの読書活動の推進のための方策/ 4 第四次計画の目標指標	P20 に「第四次計画の目標指標」を関係ページ掲載の上で一覧で掲載しておりますが、「本文を読み、一覧を見る」を繰り返すこととなり、読みにくい/見難い事甚だしく一覧は一覧で掲載する一方で、各ページにも関係方策直下に目標指数を御掲載宜しく御願い致します。	目標指標は、目標を全体として理解できるようにするため、一括して記載しております。
9	全般		当推進計画の推進体制（管轄主体、進捗把握方法、P2 で「必要に応じて見直しを行う」としているものの、見直し実施の判断主体・判断方法・見直し方法 等々）が不明です。推進計画があっても、計画実施体制が不明では計画として不適切、と考えます。当推進計画に記述追加を宜しく御願い致します。	計画の実施体制としては、具体的な取組を行う各課が実施主体となっており行います。進捗状況については、図書館が毎年取りまとめを行い、報告書を作成いたします。
10	22	資料編 1 読書についてのアンケート調	「状況」の判断にアンケート結果を活用しておられますが、P22「読書についてのアンケート調査結果」確認しますに、回答率は全体で半数を	回答率に関してですが、統計学で適切なサンプルサイズの値を求める場合、

		査結果	若干超す程度、保護者回答は約 1/3 となっております。回答率の低いアンケートに頼る危険性、「回答率が低い」＝「当該行政施策に対して市民の関心が低い」事十分認識の上推進計画内容再精査・施策実施宜しく御願ひ致します。	一般的に標本誤差が 5%以内、信頼度が 95%程度とされており、今回のアンケート調査では 400 サンプルの回収で有意水準であると考えております。今回、保護者の有効回答数は 811 件でしたので、信頼度は十分と考えます。
11	20	第 3 章 4 第四次計画の目標 指標	「目標達成に向けた主な取組」と「成果目標」が整合性のとれたものとなる様再度御確認宜しく御願ひ致します。（「主な取組」に上げたものは、極力「成果目標」を設定する 等。）	目標指標については、具体的な取組や、「まちづくり総合計画」「教育大綱」との整合性を図りながら、定量的で指標として分かりやすいものを目標として掲げております。
12	全般		現在存在する各種教育関係施設の有効活用（を明示した大綱作成）を宜しく御願ひ致します。	「第四次計画の施策の展開」に、本計画に関連する施設（機関）の役割や取組について記載しております。
13	全般	図表	図表には、通し番号の設定・明示と表題/図表名の明示を宜しく御願ひ致します。	本文中に図表は 2 カ所しかなく、表題も明確なため個別に通し番号を付与することはいたしません。
14	全般		年代記述が「元号のみ」「西暦のみ」「西暦元号併記」混在していると思います。時期差異把握がしにくくなります為、西暦元号併記に統一を御検討宜しく御願ひ致します。	原則、元号（西暦）併記に統一いたします。 一部、図表内の表記等でスペース上併記が困難な部分は、西暦表記に統一いたします。
15	全般		各頁にあります語句説明は有難いです。一部意見済みですが、説明実施語句の再精査を宜しく御願ひ致します。	注釈について精査し、語句の説明を追加いたします。
16			今回の意見募集の広報・記事扱いが実際のどの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政等に関心又は用事の在る市民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒	新聞への広告掲載はしておりません。 また、記事掲載も把握している限りありませんでした。

			体、掲載日、大きさ』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内でお願い致します）。	
17			意見送付市民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/市民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（意見募集結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』（十分・不十分）を御明示願います。）	パブリック・コメントにおいては、周南市市民参画条例及び同施行規則に基づき実施しており、市広報誌、市ホームページへの掲載、本庁及び各総合支所情報公開窓口や各支所、各市民センター、各図書館で冊子備え付けにより、適正に実施しました。
18			当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）	素案作成にあたり、関係機関から選出された方および公募による市民の方による策定委員会を設置し、ご意見をいただきました。
19			意見作成の為には本来は関係する国や県の法令・計画も確認すべきと思います。又市パブリック・コメント/市民意見募集複数案件で募集期間重複しておりました。この様な案件で、意見募集期間が従来通り1ヶ月間と言うのは不適切と感じます（正直内容十分に確認出来ませんでした）。又、指摘しておりますが記載内容に不備不足あると感じます。期間の延長、或いは意見募集の際の意見を反映させた「素案」で再度意見募集実施、を希望致します。今回は前述対応は無理/実施しないのであれば、今後「資料頁数」「他意見募集との期間重複」「募集期間に年末年始等を含む」等々を考慮した募集期間設定を御検討（必要であれば条例改定）を宜しく御願い致します。	意見の提出期間につきましては、周南市市民参画条例に基づき実施しておりますことから、再度の意見募集は行いません。